

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和5年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川 守口市 寝屋川市 枚方市	(株) デイケイセイサービズ関西	39,600,000	令和5年4月14日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
2	令和5年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川 鶴見 住之江 阿倍野 北 生野 東住吉 大正 此花 守口市 寝屋川市 枚方市	向洋電機(株)	55,000,000	令和5年4月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
3	令和5年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕(その1)	09B:上下水道施設工事	東淀川 守口市 枚方市	島津システムソリューションズ(株)	8,140,000	令和5年4月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
4	令和5年度 大阪市役所本庁舎照明設備修繕	04:電気工事	北区	パナソニックEWエンジニアリング(株)	140,800,000	令和5年4月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
5	令和5年度 庭窪浄水場特高変圧器外修繕	09B:上下水道施設工事	守口市	(株) 日立産機テクノサービス	11,220,000	令和5年4月27日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
6	令和5年度 大阪市役所本庁舎防火シャッター修繕	14L:建具工事	北区	(株) 鈴木シャッター	32,670,000	令和5年5月8日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
7	令和5年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体	557,920,000	令和5年5月9日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
8	大阪市立扇町プールろ過設備修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	(株) 水処理管理センター	62,810,000	令和5年5月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
9	大阪市西淀川区役所会議室パッケージ型空調和機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	西淀川区	パナソニック産機システムズ(株)	12,501,500	令和5年5月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
10	城北川大川口水門開閉装置修繕	09D:機械器具設置工事	都島区	阪神テクノサービス(株)	69,792,800	令和5年5月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
11	咲洲国際船客上屋外2件シャッター修繕	14L:建具工事	住之江区 大正区	文化シャッター(株)	15,887,300	令和5年5月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
12	令和5年度 大阪市役所本庁舎空冷式ヒートポンプチラー修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	日立グローバルライフソリューションズ(株)	8,360,000	令和5年5月19日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
13	令和5年度 大阪市役所本庁舎冷却塔修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	北区	日本ビー・イー・シー(株)	37,048,000	令和5年5月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
14	令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花	(株) 日立産機テクノサービス	222,200,000	令和5年5月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	令和5年度 大阪市役所本庁舎自動火災 報知設備修繕	09E:消防施設工事	北区	パナソニック防災シス テムズ(株)	97,900,000	令和5年5月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
16	令和5年度 大阪市役所本庁舎空調和 機他修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	新晃アトモス(株)	6,270,000	令和5年5月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	令和5年度 舞洲スラッジセンター高圧受 変電設備現場盤修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)明電エンジニアリ ング	25,300,000	令和5年5月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	加美東第2住宅(3号館)外2住宅昇降機 設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	平野区	フジテック(株)	189,200,000	令和5年5月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	令和5年度 舞洲スラッジセンター溶融炉 系電気設備現場盤修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	東芝インフラシステ ムズ(株)	5,203,000	令和5年5月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水分 離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設 工事	此花区	三菱化工機・日揮特定 建設工事共同企業体	520,300,000	令和5年5月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	令和5年度 東部水道センターサテライト 外8か所電話設備修繕	10:電気通信工事	鶴見 住之江 中央 福島 都島 西 東住 吉 淀川	(株)日立システムズ	19,250,000	令和5年6月1日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	
22	令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水分 離液前処理用除塵機修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)西原環境	11,880,000	令和5年6月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	茨田大宮住宅(16・18・19号館)外2住宅 昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工 事	鶴見区 生野区	三精テクノロジーズ (株)	281,600,000	令和5年6月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	令和5年度 舞洲スラッジセンター建築電 気設備現場盤修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株)きんでん	5,390,000	令和5年6月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	令和5年度 大阪市役所本庁舎自動制御 設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	アズビル(株)	365,090,000	令和5年6月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	大阪市中央卸売市場南港市場仲卸棟冷 却設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	住之江区	(株)ダイキンアプライ ドシステムズ	3,718,000	令和5年6月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
27	西消防署江戸堀出張所昇降設備改修工 事	09A:昇降機設置工 事	西区	三菱電機ビルソリュ ーションズ(株)	74,030,000	令和5年6月14日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
28	南住吉第1住宅(2号館)昇降機設備改修 工事	09A:昇降機設置工 事	住吉区	日本エレベーター製 造(株)	44,000,000	令和5年6月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
29	南方住宅(5号館)外3住宅昇降機設備 改修工事	09A:昇降機設置工 事	東淀川区 阿倍野区 浪速区 平野区	(株)日立ビルシステム	129,250,000	令和5年6月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
30	令和5年度 海老江下水処理場水処理系監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラシステムズ(株)	550,000,000	令和5年6月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
31	令和5年度 城東配水場外1か所回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	鶴見区 北区	メタウォーター(株)	71,500,000	令和5年6月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	
32	大阪産業創造館吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	中央区	荏原冷熱システム(株)	17,160,000	令和5年6月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
33	令和5年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	東芝インフラシステムズ(株)	67,870,000	令和5年6月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
34	大阪市立鶴見区民センター 空調自動制御機器部品改修工事	05:給排水衛生冷暖房工事	鶴見区	ジョンソンコントロールズ(株)	1,540,000	令和5年6月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
35	令和5年度 今福下水処理場外2か所制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	城東区 平野区 北区	協和機電工業(株)	22,550,000	令和5年6月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
36	C6・7-1号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	川重ファシリテック(株)	13,970,000	令和5年6月21日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
37	令和5年度 此花下水処理場外2か所受変電設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	此花区 福島区 東成区	日新電機(株)	88,000,000	令和5年6月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
38	令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備現場盤修繕	09B:上下水道施設工事	此花	(株)日立産機テクノサービス	41,250,000	令和5年6月23日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
39	焼野住宅(3号館)外1住宅昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	鶴見区 住之江区	日本オーチス・エレベータ(株)	44,220,000	令和5年6月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
40	都島複合施設(都島図書館)エレベーター改修工事	09A:昇降機設置工事	都島区	三精テクノロジーズ(株)	37,400,000	令和5年6月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
41	令和5年度 中之島抽水所現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	北区	メタウォーター(株)	4,070,000	令和5年6月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
42	令和5年度湊町リバープレイス非常用発電設備修繕	04:電気工事	浪速区	ヤンマーエネルギーシステム(株)	2,160,400	令和5年6月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	
43	東成区民センター吸収式冷温水機修繕	05:給排水衛生冷暖房工事	東成区	テクノ矢崎(株)	1,463,000	令和5年6月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
44	放出下水処理場No.2ガスタンク改良工事	09B:上下水道施設 工事	城東区	月島アクアソリューション(株)	68,310,000	令和5年6月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
45	道頓堀川水門No.1排水ポンプ用吐出弁 開閉機修繕	09B:上下水道施設 工事	浪速区	日本ギア工業(株)	4,950,000	令和5年6月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外3か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

（株）ダイケイケイサービス関西

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、東亜ディーケーケー（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、計器に障害等が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、東亜ディーケーケー（株）より修繕業務を移管されている（株）ダイケイケイサービス関西である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外13か所水質計器整備修繕

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、柴島浄水場外13か所に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、横河電機（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、計器に障害等が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、横河電機（株）より事業継承された横河ソリューションサービス（株）より修繕業務を移管されている向洋電機（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

（注）柴島浄水場外13か所

柴島浄水場（東淀川浄水場含む）、庭窪浄水場、豊野浄水場、楠葉取水場、城東配水場、咲洲配水場、住吉配水場、住之江配水場、大淀配水場、巽配水場、長居配水場、泉尾配水場、舞洲給水塔、体験型研修センター

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 柴島浄水場外2か所水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（TOC計、pH計、有試薬残留塩素計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該計器は、（株）島津製作所及び島津システムソリューションズ（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、計器に障害が発生した場合、その原因が計器固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、（株）島津製作所よりTOC計の修繕業務の移管を受け、かつpH計、有試薬残留塩素計の製作者である島津システムソリューションズ（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部豊野浄水場（電話番号072-825-4704）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎照明設備修繕

2 契約の相手方

パナソニックEWエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎内の執務室に設置している照明器具の安定器及びソケットを取替え、照明器具のLED化を行い設備の性能維持を図るものである。

本庁舎の照明器具は、パナソニック(株)(旧:松下電工(株))がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置することから、同社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

なお、保守点検・整備・修繕業務については、連結子会社であるパナソニックEWエンジニアリング(株)が担う体制となっている。

以上のことから本修繕が行えるパナソニックEWエンジニアリング(株)を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号06-6208-8197)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 庭窪浄水場特高変圧器外修繕

2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している特高変圧器外の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該機器は、(株) 日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が機器固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、(株) 日立製作所より修繕業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部庭窪浄水場 (電話番号06-6907-4473)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎防火シャッター修繕

2 契約の相手方

(株)鈴木シャッター

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している防火シャッターの修繕を行うものである。

当該シャッターは、(株)鈴木シャッター製のもので、同社がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、同社以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。

以上のことから本修繕が唯一行うことができる同社を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ（電話番号 06-6208-8197）

随意契約理由書

1 工事名称

令和5年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2 契約相手方

月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたって各企業間での技術的な連携が必須条件となる。主要部品についても月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「月島アクアソリューション(株)」は月島機械(株)、「メタウォーター(株)」は日本碍子(株)、「東芝(東芝インフラシステムズ(株))」は(株)東芝の事業継承会社であり本件に必要な技術を有する。

以上のことから、月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立扇町プールろ過設備修繕

2 契約の相手方

(株)水処理管理センター

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立扇町プールに設置されているろ過設備（以下、「設備」という。）について、劣化部品の修繕を行うものである。

本設備は、プール槽からプール水を循環ポンプで引き出した後、集毛器（しゅうもうき）で大きなごみを取り除き、ろ過機に通すことで澄んだ水へと水質改善するものであり、その後、滅菌器から注入される塩素により滅菌されて再びプール槽へ戻す仕組みであり、これを循環させることでプール槽内の水質を適正に維持できるものである。

本修繕は、設備を構成するろ材及び各所部品の一部について修繕するものであり、ろ過機の構造、ろ材の材質、部品の形状や規格並びに制御方法等が各社異なる設計思想に基づき製造されており、その技術情報については、製造者である理水化学(株)のみが有している。

理水化学(株)は、改修・修繕を同社の系列会社である(株)水処理管理センターに移管しているため、本修繕が可能な業者は、(株)水処理管理センターのみである。

以上の理由により、本修繕を実施でき、かつ製造者責任と整備責任の一元化を図ることができるのは(株)水処理管理センターのみであり、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

経済戦略局 企画総務部 施設整備課 設備担当（電話番号 06-6469-5144）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市西淀川区役所会議室パッケージ型空気調和機修繕

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

3 随意契約理由

本設備は、西淀川区役所会議室内の空気環境を適正に保持することを目的に設置されているものであり、現在、室内外の各機器が経年劣化に伴い不具合が生じ作動しない状態となっている。

そのため、正常な状態へと早急に復旧させる必要があることから、各機器の交換及び試運転調整を本修繕で実施するものである。

本設備は、三洋電機（株）が製作したものであり、同社製の集中リモコンと連動して可動している。現在の仕様で引き続き利用するためには、施工にあたり製作者独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要である。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難であり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、本修繕については三洋電機（株）を完全子会社化したパナソニック（株）の業務用空気調和機に関するアフターサービスの委託先であるパナソニック産機システムズ（株）に特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所総務課（電話番号 06-6478-9625）

随意契約理由書

1 修繕名称

城北川大川口水門開閉装置修繕

2 契約の相手方

阪神テクノサービス(株)

3 随意契約理由

城北川大川口水門は、洪水時に寝屋川から城北川へ流水を分流し、寝屋川及び城北川周辺地域の治水を目的として設置された。また、大川口水門は城北川において、寝屋川口水門との連携操作により、大川の上質な水を導入することによって水が滞留することを防ぎ、水質浄化機能の役割も担っている。

本修繕は、大川口水門における老朽化した開閉装置の修繕を行うものである。

開閉装置は、阪神動力機械(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕を施工できる業者は、阪神動力機械(株)から水門設備用機器の修繕業務を移管されている阪神テクノサービス(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

随意契約理由書

1 案件名称

咲洲国際船客上屋外2件シャッター修繕

2 契約の相手方

文化シャッター株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、咲洲国際船客上屋外2件のシャッターを修繕するものである。

本件については、製造業者独自の機器材・部品及び各機器の構造・動作など技術的ノウハウを用い、全体を製品とした施工責任の一元化を図り、作動の確実性、安全性を確保する必要があるため、今回修繕するシャッターの製造・設置を行った上記業者が本修繕を履行することができる唯一の業者である。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪港湾局計画整備部保全監理課（建築）

電話番号 06-6615-7811

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎空冷式ヒートポンプチラー修繕

2 契約の相手方

日立グローバルライフソリューションズ (株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、冷暖房するための冷温水をつくる空冷式ヒートポンプチラーの部品が経年劣化しているため、交換を行い性能の回復を行うものである。

本庁舎の空冷式ヒートポンプチラーは、日立アプライアンス (株) が製造したものであり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能である。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、日立アプライアンス (株) と日立コンシューマ・マーケティング (株) が合併し設立した日立グローバルライフソリューションズ (株) のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06 - 6208 - 8197)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎冷却塔修繕

2 契約の相手方

日本ビー・エー・シー (株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷房設備において、冷房するための冷却水を冷却する冷却塔部品が経年劣化しているため、交換を行い性能の回復を行うものである。

本庁舎の冷却塔は日本ビー・エー・シー (株) の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、日本ビー・エー・シー (株) のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06 - 6208 - 8197)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2 契約相手方 (株) 日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

脱水系電気設備のうち、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、日常運転における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため、経年により機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所、(株)日立ハイテクソリューションズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、脱水系受変電設備及び計装設備並びに監視制御設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎自動火災報知設備修繕

2 契約の相手方

パナソニック防災システムズ(株)

3 随意契約理由

本修繕は、大阪市役所本庁舎に設置している自動火災報知設備の修繕を行うものである。

本庁舎の自動火災報知設備は、松下電工(株)(2012年にパナソニック(株)へ吸収合併)がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、パナソニック(株)以外では技術面の対応が不可能であり、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証することができない。現在、パナソニック(株)は、本設備の施工調整保守業務の取扱い全てをパナソニック防災システムズ(株)に委任している。

以上のことから本修繕が行えるのはパナソニック防災システムズ(株)のみであり、上記業者を特名とし、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号06-6208-8197)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎空気調和機他修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス (株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、空気の温度・湿度・清浄度を調整する空気調和機及びVAVの部品が劣化しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うものである。

本庁舎の空気調和機及びVAVは、新晃工業(株)の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、新晃工業(株)より空気調和設備ならびに機器の整備・保守更新工事にかかる取扱業務を移管されている新晃アトモス(株)のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 舞洲スラッジセンター高圧受変電設備現場盤修繕

2 契約相手方 (株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

今回修繕する高圧受変電設備現場盤は、所内に電力を供給するための受変電設備であり、舞洲スラッジセンター全設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある構成部品等を取替え修繕するものである。

本設備は、(株) 明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

加美東第2住宅(3号館)外2住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

フジテック(株)

3 随意契約理由

本工事は、フジテック(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者であるフジテック(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

- 1 修繕名称 令和5年度 舞洲スラッジセンター溶融炉系電気設備現場盤修繕
- 2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する溶融炉系電気設備現場盤は、溶融炉設備を安定的に稼働させるため極めて重要な電気設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、電気設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、本設備を設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 工事名称

令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3 随意契約理由

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

脱水分離液処理施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

脱水分離液処理施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから、脱水分離液処理施設を安全かつ効率的に運用するためには、脱水分離液処理施設全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 東部水道センターサテライト外8か所電話設備修繕

2 契約の相手方

(株) 日立システムズ

3 随意契約理由

本修繕は、東部水道センターサテライト外8か所に設置している電話設備の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 日立システムズが独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本修繕を実施することのできる業者は、(株) 日立システムズのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 修繕名称

令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液前処理用除塵機修繕

2 契約の相手方

(株)西原環境

3 随意契約理由

今回、修繕を実施する脱水分離液前処理用除塵機は、脱水分離液のし渣を除去する設備であり、回転部分等が長時間の運転により、著しく摩耗、破損しているため修繕を行うものである。

本設備は、(株)西原環境が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、製作会社である(株)西原環境と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

茨田大宮住宅(16・18・19号館)外2住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三精テクノロジーズ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三精テクノロジーズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である三精テクノロジーズ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 舞洲スラッジセンター建築電気設備現場盤修繕

2 契約相手方 (株) きんでん

3 随意契約理由

今回修繕する建築電気設備現場盤は、舞洲スラッジセンターの建築電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株) きんでんが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、(株) きんでんのみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕

2 契約の相手方

アズビル(株)

3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、機器を作動させるための自動制御設備の部品が経年劣化しているため、交換を行い機能の回復を行うものである。

本設備は、アズビル(株)がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面での対応が不可能である。また修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要もある。

以上の理由により、本修繕を行えるのはアズビル(株)のみであるため、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ(電話番号06-6208-8197)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場仲卸棟冷却設備修繕

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本修繕は、仲卸棟冷凍機械室に設置されている個人冷蔵用冷凍機において、経年劣化により圧縮機が故障し、正常な運転ができなくなったため実施するものである。

南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ない。

したがって、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

西消防署江戸堀出張所昇降設備改修工事

2 契約の相手方

三菱電機ビルソリューションズ(株)

3 随意契約理由

本工事は、三菱電機(株)の製作・施工により、西消防署江戸堀出張所に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては三菱電機ビルソリューションズ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

来庁者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である、三菱電機(株)から昇降機設備製造、据付、保守及び修理等を委譲した三菱電機ビルソリューションズ(株)と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課(電話番号 06-4393-6165)

随意契約理由書

1 案件名称

南住吉第1住宅(2号館)昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本エレベーター製造(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本エレベーター製造(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本エレベーター製造(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本エレベーター製造(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1 案件名称

南方住宅(5号館)外3住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

(株)日立ビルシステム

3 随意契約理由

本工事は、(株)日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中核である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては(株)日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である(株)日立ビルシステムと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和5年度 海老江下水処理場水処理系監視制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：東芝インフラシステムズ（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、海老江下水処理場3系水処理設備等の運転監視及び自動制御するための既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフトウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるほか、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、東芝インフラシステムズ（株）のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 城東配水場外1か所回転速度制御設備整備修繕

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本整備修繕は、城東配水場及び大淀配水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、メタウォーター（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本整備修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本整備修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

よって、本整備修繕を実施することのできる業者は、メタウォーター（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪産業創造館吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

荏原冷熱システム（株）

3 随意契約理由

本案件は、大阪産業創造館に設置された吸収式冷温水機（以下、「本設備」という。）の劣化した部品の修繕を行うものである。

本設備は、館内の冷暖房運転を行うために熱源（冷温水）を作り出す設備で、施設内を適正な温度に維持する目的で設置したものであるが、設置後 23 年が経過し、経年劣化により本設備を構成する部品に動作不良が生じる恐れがある。万が一、本設備が故障した場合、本設備として十分な能力が発揮されず、適正に施設を維持管理することが困難な状態となり、施設の運営に支障をきたすこととなるため、本設備の劣化部品の修繕を行う必要がある。

本修繕は、本設備を構成する部品について修繕を行うものであり、本設備のうち、燃焼を伴う部位、高温・高濃度の溶液が循環する部位、運転制御については、各社の技術が反映されており、保守管理、分解整備、修理等を行うには機器の構造や特徴を十分に把握すると共に、機器に応じた作業用ツールが必要であり、本設備におけるその技術情報については製造者である荏原冷熱システム（株）のみが保有しており、劣化診断や不具合時の原因究明に製造者である上記事業者による診断・処置が最終的に必要である。

以上の理由により、上記事業者のみが本設備を修繕できる唯一の事業者であることから、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

経済戦略局産業振興部企業支援課（電話番号 06-6264-9837）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 舞洲スラッジセンター熔融炉系電気設備修繕

2 契約相手方 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由

今回修繕する熔融炉系電気設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥熔融炉設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備である。

高圧配電設備・低圧配電設備は、日常運転における重要な動力源の確保と電気設備制御運転の維持、また、監視制御設備は、日常運転における運転監視制御の維持、空調制御設備は、汚泥熔融炉制御室内の温度管理が必要な電子部品を保護しており、これら設備の高い信頼性を維持するため機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)東芝が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、高圧配電設備・低圧配電設備及び監視制御設備、空調制御設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、本装置を設計製作した(株)東芝より社会インフラ部門を分社化のうえ、継承した東芝インフラシステムズ(株)のみである。以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 契約名称 大阪市立鶴見区民センター空調設備自動制御機器改修工事

2 契約相手方 ジョンソンコントロールズ株式会社

3 随意契約理由

本修繕は、鶴見区民センター3階大ホール機械室内に設置している空調設備自動制御機器であるリモートステーション盤の故障箇所を改修するものである。

鶴見区民センターの空調設備は、クーリングタワー、冷却水循環ポンプ、送風用ファン、温度計等の連動を当該機器により自動制御しているものであるが、ポンプが稼働しているのにファンが連動して稼働しない事象や、クーリングタワーの稼働が温度計と連動しない等の不具合が発生し、空調温度等が制御できない状態になっていることが判明したものである。

本制御機器はジョンソンコントロールズ株式会社が設計製作、施工を行っており、部品交換及び試運転調整による機器の動作確認・機能保証を行うためには、製造者しか知り得ない各機器の役割・構造・動作などの知識及び技術が不可欠である。

また、当該改修を行う部分は、既存部分と密接不可分の関係にあることから、ジョンソンコントロールズ株式会社以外に改修させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

更に、これから夏季に向け、貸室利用において、空調が効かない期間が長期に及ぶと利用者の体調不良を引き起こす恐れがあり、早急に状態を改善させる必要がある。

以上の理由により、当該機器の設計製作・施工を行っているジョンソンコントロールズ株式会社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

鶴見区役所市民協働課

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和5年度 今福下水処理場外2か所制御設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：協和機電工業（株）
- 3 随意契約理由： 本工事は、今福下水処理場外2か所において、雨水ポンプ等の運転に必要な制御機能を既設制御設備等に機能追加を行うものである。
本工事で機能追加する既設制御設備等は、協和機電工業（株）が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。
施工する際は既設制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設制御設備等に操作回路及び制御回路の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。
既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。
また、既設設備に適合する制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器を制作できるのは既設施工業者のみである。
よって、協和機電工業（株）と契約締結するものである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1. 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン補修工事

2. 契約の相手方

川重ファシリテック（株）

3. 随意契約理由

本工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目（C6・7岸壁）に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性などから、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を定めたクレーン等安全規則及びクレーン構造規格に基づき施工する必要があり、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

上記業者は当該クレーンを製造した川崎重工業（株）より荷役機械の補修に関する業務を移管されており、上記業者のみがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を与える箇所点検及び調整等を的確に行えるものであり、責任の一元化にもつながる。

以上の理由により、上記業者への随意契約を依頼するものである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課（機械）

電話番号 06-6552-0057

随意契約理由書

- 1 工事名称：令和5年度 此花下水処理場外2か所受変電設備外機能追加工事
- 2 契約相手方：日新電機(株)
- 3 随意契約理由： 本工事は、此花下水処理場雨水滞水池設備、海老江下水処理場3系水処理設備及び深江抽水所雨水ポンプ設備等に必要となる配電機能を既設受変電設備外に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する受変電設備等は、日新電機(株)が独自の技術、ノウハウにより設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は既設部分を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する受変電設備等を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工できるのは、日新電機(株)のみである。
- 4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号
- 5 担当部署：建設局下水道部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 舞洲スラッジセンター脱水系電気設備現場盤修繕

2 契約相手方 (株)日立産機テクノサービス

3 随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備現場盤は、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定的に稼働させるため極めて重要な電気設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、(株)日立製作所が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、電気設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。
以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

焼野住宅(3号館)外1住宅昇降機設備改修工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ(株)

3 随意契約理由

本工事は、日本オーチス・エレベータ(株)の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては日本オーチス・エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である日本オーチス・エレベータ(株)と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 (電話番号 06-6208-7834)

随意契約理由書

1. 案件名称

都島複合施設（都島図書館）エレベーター改修工事

2. 契約の相手方

三精テクノロジーズ(株)

3. 随意契約理由

本工事は、上記業者の製作・施工により、都島複合施設に設置された昇降機の経年劣化に伴い、改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取り替えにあたっては上記業者にて製作している機器を使用しなければならない。

図書館利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要である。

また、同一業者以外に施工させた場合、既設部分等におけるトラブルが生じた際の責任の所在が不明確となるため、当該設備の知識や技術を熟知し、施工責任の一元化を図ることができる唯一の業者である上記業者と特名随意契約を締結する。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5. 担当部署

大阪市教育委員会 中央図書館総務担当（電話番号 06 - 6539-3314）

随意契約理由書

1 修繕名称 令和5年度 中之島抽水所現場操作盤外電気設備修繕

2 契約相手方 メタウォーター（株）

3 随意契約理由

今回修繕する現場操作盤外電気設備は、所内に電力を供給するための動力制御設備であり、中之島抽水所の電気設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。

本設備の一部にポリ塩化ビフェニル廃棄物含有のおそれがある構成部品等があり、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法による処理期限内に適正な処理を行うため、取替え修繕するものである。

本設備は、メタウォーター（株）が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、試験、調整を実施するとともに、製作時と同一の手法を用いて当該機器の分解及び再組立を行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることは極めて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本修繕ができる業者は、メタウォーター（株）のみである。
以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 西部方面管理事務所 設備課
(電話番号 06-6561-0160)

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度湊町リバープレイス非常用発電設備修繕

2 契約の相手方

ヤンマーエネルギーシステム (株)

3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置している防災用並びに保安用の電源として設置している非常用発電設備について、経年劣化に伴う部品交換及び調整を行うものである。施設の管理運営において当該設備は必要不可欠であり、修繕を行わなかった場合、停電が発生した際には、施設の管理運営に重大な支障を及ぼす可能性がある。

修繕する非常用発電設備は、ヤンマー (株) が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社のみが有する当該機器の構造・規格及び機器構成に関する知識並びに技術が不可欠であるとともに、同社のみが調達できる純正部品を用いる必要がある。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働状態の確保と施工責任の一元化を図ることが出来るのは、ヤンマー (株) の組織再編により設立されたヤンマーパワーテクノロジー (株) からアフターサービスを移管されているヤンマーエネルギーシステム (株) のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ (電話番号 06-6208-9442)

随意契約理由書

1 案件名称

東成区民センター吸収式冷温水機修繕

2 契約の相手方

テクノ矢崎（株）

3 随意契約理由

本修繕は、東成区民センターの空調設備（吸収式冷温水機1号機冷温水発生機）を修繕するものである。

ガス吸収式冷温水機1号機の主機関部分である溶液循環不良及び基板の不良により正常な運転ができなくなっているため、現状は2号機のみで空調機器の運用をしている。

しかしながら、2号機のみで空調機器を運用し続けると負荷がかかり、機器の故障の原因となるため、東成区民センター内で適切な温度を保つことができなくなり、利用者や観覧者の健康を著しく害する恐れもあることから、早急に行う必要がある。

本設備は、テクノ矢崎（株）が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作し他社では製作していない。また、同社のみがシステム構成を熟知しているとともに調整の技術を保有している。さらに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を行えるのはテクノ矢崎（株）のみであるため、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東成区役所市民協働課（電話番号：06-6977-9014）

随意契約理由書

1 工事名称

放出下水処理場 No. 2 ガスタンク改良工事

2 契約相手方

月島アクアソリューション (株)

3 随意契約理由

本工事は、放出下水処理場に設置されている No. 2 ガスタンク設備の部品取替え及び整備を行い、設備の信頼性を向上するためのものである。

本設備は、月島ホールディングス (株) (旧月島機械 (株)) が設計・製作したもので、既設設備に適合する部品の選定、それらの組合せ、据付並びに調整など、製作会社独自の技術を必要としている。また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本設備の製作会社である月島ホールディングス (株) (旧月島機械 (株)) から水環境事業について事業継承されている月島アクアソリューション (株) と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局 東部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6969-5847)

随意契約理由書

1 修繕名称

道頓堀川水門No. 1排水ポンプ用吐出弁開閉機修繕

2 契約の相手方

日本ギア工業(株)

3 随意契約理由

道頓堀川水門及び東横堀川水門は、両水門の連携による東横堀川および道頓堀川の「水質浄化機能」、潮の干満によって変動する河川水位を制御し、大雨や高潮による水位上昇時に洪水から市街地を守る「治水機能」、水門の前後で水位差がある場合に水門内で水位を一定に保ち船舶の安全な航行を可能とする「開門機能」を備えた水門施設である。

本修繕は道頓堀川水門の水位調整を行う排水ポンプ用吐出弁電動開閉機の分解整備を行うものである。

本機器は日本ギア工業(株)が設計・製作したもので、修繕にあたっては従前と同等の性能を発揮させるため、本機器の構造を十分に熟知した製造業者独自の技術が必要となる。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）（電話 06-6615-7414）